

令和2年5月26日

千代田区内の保育施設等に
児童が在籍する保護者の勤務先の事業者のみなさま

千代田区教育委員会

教育長 坂田 融朗

保育施設等に児童が在籍する保護者の勤務についてのお願ひ

日頃より、千代田区の保育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。事業者のみなさまには、緊急事態宣言の発出に伴い、新型コロナウイルス感染防止対策として本区の原則休園措置に特段のご配慮を頂き、深く感謝申し上げます。本区が実施しております原則休園については、緊急事態宣言解除後5月31日を持ちまして終了いたします。

一方、保育園等におきまして、「三密」を回避し、「新しい生活様式」を実現させることは、非常に難しいのが現実でございます。このため、本区では、家庭での保育が可能な方につきましては、引続き登園を控えていただきますようお願い申し上げているところでございます。

事業者のみなさまにおかれましては、千代田区内の保育施設等に在籍する児童の保護者の勤務について、育児休業の延長、特別休暇、時間短縮勤務等の取得に際し、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【問い合わせ先】

千代田区教育委員会事務局
子ども支援課運営支援係

TEL : 03-5211-4229

Fax : 03-3264-3988